

事務連絡
令和3年8月17日

各 都道府県・市町村 生活保護担当課 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

今般の緊急事態宣言等に伴う生活保護業務における対応について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、令和3年8月20日から、緊急事態措置を実施すべき区域を茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県として緊急事態宣言が発令されるとともに、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、沖縄県においては緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたところで

現下の状況を踏まえた適切な対応については、これまで、

- ・別紙1「緊急事態宣言の解除後の生活保護業務等における対応について」（令和2年5月26日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。以下「令和2年5月26日付事務連絡」という。）、
- ・別紙2「現下の状況における適切な保護の実施について」（令和2年9月11日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。以下「令和2年9月11日付事務連絡」という。）、
- ・別紙3「保護の要否判定等における弾力的な運用について」（令和3年1月29日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。以下「令和3年1月29日付事務連絡」という。）、
- ・別紙4「現下の状況における、住宅扶助基準を上回る家賃の住居に居住する要保護者に対する転居に係る指導の取扱いについて」（令和3年2月26日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）、
- ・別紙5「新型コロナウイルス感染症拡大の影響下の失業等により就労を中断している場合の通勤用自動車の取扱いについて」（令和3年4月6日付社援保発第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「令和3年4月6日付課長通知」という。）

によりお示ししてきたところですが、今般、これらの内容について改めて周知させていただきます。

なお、令和2年5月26日付事務連絡の1の（3）、3については、「当該地域の感染状況等を踏まえ、地方自治体における組織的判断の下、引き続き同様の対応をとっていただいで差し支えない」としておりますが、今般、緊急事態措置区域となった地方自治体におかれましては、特段の配慮をお願いいたします。特に1の（3）につきましては、感染防止

の観点から改めて取組の徹底をお願いいたします。

また、面接時の適切な対応については特に重要ですので、改めて令和2年5月26日付事務連絡の1（1）及び令和2年9月11日付事務連絡の1について確実に参照して必要な配慮をいただくとともに、相談者が申請をためらうことのないような対応をお願いいたします。

さらに、緊急事態措置区域において飲食店等に休業要請がなされること等を踏まえ、令和3年1月29日付事務連絡及び令和3年4月6日付課長通知でお示ししている要否判定上の弾力的な運用についても、引き続きご留意をお願いいたします。

以上、管内保護の実施機関の査察指導員や地区担当員、面接相談員等に対し、本事務連絡の内容が確実に行き届くよう、ご配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 26 日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課

緊急事態宣言の解除後の生活保護業務等における対応について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づく全都道府県に対する緊急事態宣言については、令和 2 年 5 月 25 日をもって、全都道府県において解除となりました。

緊急事態宣言に係る対応については、別添 1 「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」（令和 2 年 4 月 7 日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。以下「4 月 7 日付事務連絡」という。）、別添 2 「緊急事態宣言の期間延長を踏まえた生活保護業務等における留意点について」（令和 2 年 5 月 8 日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。以下「5 月 8 日付事務連絡」という。）によりお示ししていたところです。緊急事態宣言解除後においても、引き続き感染防止の取組が必要であり、直ちに元のように経済活動が行われるものではないと考えられることから、改めて、現下の状況における生活保護業務等の取扱いについて下記のとおりお示ししますので、ご了知の上、都道府県におかれては管内保護の実施機関に対し周知方お願いいたします。なお、管内保護の実施機関の査察指導員や地区担当員、面接相談員等に対し、本事務連絡の内容が確実に行き届くよう、ご配慮をお願いいたします。

記

- 1 適切な保護の実施等について
 - (1) 面接時の適切な対応の徹底について

面接時の適切な対応については、別添3「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」（令和2年3月10日付厚生労働省社会・援護局保護課長・同地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡。以下「3月10日付事務連絡」という。）の3の（1）、5月8日付事務連絡の1、2及び3においてお示ししている。改めてこれらをご参照の上、保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むよう、適切な取扱いを徹底されたい。

（2）速やかな保護決定について

生活に困窮する方が、所持金がなく、日々の食費や求職のための交通費等も欠く場合には、申請後も日々の食費等に事欠く状態が放置されることのないようにする必要があり、こうした場合の速やかな保護決定について、3月10日付事務連絡の3の（2）においてお示ししている。改めてご参照の上、可能な限り速やかな保護決定に努められたい。

（3）現下の状況における面接相談及び訪問調査活動に係る対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための申請相談、訪問調査活動及び窓口における面接時の対応については、4月7日付事務連絡の1においてお示ししている。これらについては、当該地域の感染状況等を踏まえ、地方自治体における組織的判断の下、引き続き同様の対応をとっていただいで差し支えない。

なお、訪問調査活動及び窓口における面接を実施する場合であっても、対人距離を確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最小限にするよう配慮した上で実施されたい。

2 現下の状況における保護の弾力的な運用について

（1）保護の要否判定等における留意事項について

現下の状況における保護の要否判定等における留意事項については、4月7日付事務連絡の2においてお示ししているところであるが、緊急事態宣言解除後においても、それぞれの地域において直ちに元のように経済活動が行われるものではないと考えられ、就労の場の確保や収入が元に戻るまでには、今後一定の期間を要することが想定される。このため、緊急事態宣言解除後も引き続きこれらと同様の考え方のもと実施いただきたい。

（2）一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援について

失業等により居所のない者から保護の相談・申請があり、一時的な居所を緊急的に紹介する必要がある場合の支援については、3月10日付事務連絡の3の（3）、4月7日付事務連絡の3においてお示ししている。緊急事態宣言解除後においても、引き続きこれらに基づき実施いただきたい。

なお、一時的に民間宿泊施設等を利用している場合には、より適切かつ安定的な住居、

施設への転居に向けた支援を併せて実施いただきたい。

3 医療扶助における医療券方式の取扱いについて

現下の状況における医療扶助における医療券方式の取扱いについては、4月7日付事務連絡の4においてお示ししている。これについては、当該地域の感染状況等を踏まえ、地方自治体における組織的判断の下、引き続き同様の対応をとっていただいで差し支えない。

4 自立相談支援機関と福祉事務所の連携について

自立相談支援機関と福祉事務所の連携については、3月10日付事務連絡の2、4月7日付事務連絡の5においてお示ししているところであり、引き続きこれらに基づき緊密な連携に留意されたい。

以上

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局保護課

電話：03-5253-1111

1、2、4 保護係（内線2826）

3 医療係（内線2829）

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 7 日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第15条第1項に基づく政府対策本部が設置され、同年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったところです。

こうした状況を踏まえ、緊急事態措置区域における緊急事態措置期間の生活保護業務の取扱いについては、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。なお、その他の区域及び期間においても、組織的な判断の下、同様に取り扱っていただいても差し支えありません。併せて、都道府県におかれては管内実施機関に対し周知方お願いいたします。

記

1 保護の申請相談、訪問調査等における対応について

(1) 申請相談について

生活保護の申請相談にあたっては、保護の申請意思を確認した上で、申請の意思がある方に対しては、生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取することとし、その他の保護の決定実施及び援助方針の策定に必要な情報については、後日電話等により聴取する等、面接時間が長時間にならないよう工夫されたい。また、対人距離を確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最小限とするようにされたい。

なお、「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」(令和2年3月10日厚生労働省社会・援護局保護課 地

域福祉課生活困窮者自立支援室連名事務連絡。以下「事務連絡」という。)の「3 適切な保護の実施」にあるとおり、面接時の適切な対応(保護の申請権が侵害されないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきこと等)速やかな保護決定等については、引き続き特に留意されたい。

(2) 訪問調査活動について

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下、「局長通知」という)第12の1の(2)における訪問計画に基づく訪問については、当分の間、緊急対応等最低限度必要なもののみ実施することとされたい。なお、予定されていた訪問を延期する場合、電話連絡等により生活状況等を聴取するなど、できる限り生活状況の把握に努め、臨時訪問の要否についても確認されたい。

局長通知第12の1の(1)における申請時等の訪問及び局長通知第12の1の(3)における臨時訪問等やむを得ず訪問を実施する必要がある場合には、「新型コロナウイルス感染症防止等のための生活保護業務等における留意点について」(令和2年2月27日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)を参考に、十分に注意を払った上で行われたい。なお、訪問の際の調査の内容は実地に確認等が必要な事項に限定し、その他の事項等については、後日電話等により聴取する等、訪問時間が長時間にならないように工夫されたい。

(3) 面接について

生活保護受給者に福祉事務所への来所を求めて面接することは、緊急を要する場合のみに限定するとともに、やむを得ず面接を実施する場合には、対人距離を確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最小限にするよう配慮した上で実施されたい。

(4) 訪問・面接等における感染拡大防止のための取組について

訪問調査活動、面接等の機会において、地域における要請の状況等を踏まえ、被保護者に対して感染拡大の防止のための行動を促すよう努めていただきたい。

また、受給相談、面接等の待機場所についても、感染拡大の防止に配慮した対応を行っていただきたい。

2 保護の要否判定等における留意事項について

(1) 稼働能力の活用について

局長通知第4において、稼働能力を活用しているか否かについては、実際に稼働能力を活用する場を得ることができるか否かについても評価することとしているが、緊急事態措置の状況の中で新たに就労の場を探すこと自体が困難であるなどのやむを得ない場合は、緊急事態措置期間中、こうした判断を留保することができることとする。

(2) 一時的な収入の減により保護が必要となる場合の取扱いについて

今般、一時的な収入の減少により保護が必要となる者については、緊急事態措置期間経過後には、収入が元に戻る者も多いと考えられることから、保護の適用に当たっては、下記の点等について留意すること。

- ・保護開始時において、就労が途絶えてしまっているが、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有しているときは、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局長保護課長通知)第3の問9-2に準じて保有を認めるよう取扱うこと。なお、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えない」としているところ、「求職活動に必要な場合」には、例えば、ひとり親であること等の理由から求職活動を行うに当たって保育所等に子どもを預ける必要があり、送迎を行う場合も含めて差し支えない。
- ・臨時又は不特定就労収入、自営収入等の減少により要保護状態となった場合であっても、2(1)の趣旨も踏まえ、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合には、増収に向けた転職指導等は行わなくて差し支えないこと。また、自営に必要な店舗、機械器具等の資産の取扱いについては、上記の通勤用自動車の取扱いと同様に考えていただいて差し支えない。

3 一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援について

失業等により居所のない者から保護の相談・申請があり、一時的な居所を緊急的に紹介する必要がある場合の支援については、事務連絡の3-(3)に基づき、引き続き適切に行われたい。

なお、一時的な宿泊料に係る住宅扶助基準について、これによりがたい場合は、厚生労働省社会・援護局保護課宛て協議すること。

4 医療扶助における医療券方式の取扱いについて

医療扶助の決定については、医療扶助運営要領により対応いただいているところであるが、当面の間、被保護者が福祉事務所を訪れることなく手続きできるよう配慮した形で実施することとして差し支えない。具体的な対応例としては、被保護者からの医療扶助申請は基本的に電話連絡等で受け付け、特段の事情がない限りこの申請をもって医療券の発行を待たずに医療機関の受診を認め、その旨医療機関に連絡し、要否意見書や医療券の交付は、後日、被保護者を介さずに医療機関と福祉事務所とが直接やり取りするといったような対応が考えられる。

この他、令和2年3月4日付けで発出した「新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて」にて示した、医療券の提出ができない場合の対応についても引き続き同様の取扱いとする。

こうした医療扶助に係る取扱いについて、従来の取扱いからの変更となる場合には、管内医療機関に周知されたい。

また、医療券の発行に当たっては、令和2年2月17日付けで発出した「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」別添の内容を踏まえ、必要に応じて帰国者・接触者相談センターへの相談を促すなどの対応をいただきたい。

5 自立相談支援機関と福祉事務所の連携について

自立相談支援機関と福祉事務所の連携については、事務連絡の2において依頼しているところであるが、自立相談支援機関において生活保護が必要と判断される者を福祉事務所につなぐ場合や、福祉事務所において生活困窮の端緒を把握して自立相談支援機関につなぐ場合については、本人の同意を得た上で、各担当において把握している情報等について事前に提供するなど、相談者に対し効果的かつ継続的な支援が提供されるよう、引き続き緊密な連携に留意されたい。

以上

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局保護課

電話：03-5253-1111

1～3, 5 保護係(内線2826)

4 医療係(内線2829)

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 8 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 民生主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

緊急事態宣言の期間延長を踏まえた生活保護業務等における留意点について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 3 号）第 32 条第 1 項に基づく全都道府県に対する緊急事態宣言について、令和 2 年 5 月 31 日まで延長されることとなりました。

緊急事態宣言に係る対応については、「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」（令和 2 年 4 月 7 日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。別添 1）等によりお示ししているところです。引き続き、これらに基づき適切なご対応をいただきますようお願いいたします。また、今後、生活に困窮する者が更に増える可能性があることを踏まえ、改めて留意点を下記のとおりお示します。また、都道府県におかれては管内の福祉事務所に周知するとともに、不適切な対応を把握した場合には指導いただきますようお願いいたします。

記

1 適切な保護の実施の徹底について

適切な保護の実施については、「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」（令和 2 年 3 月 10 日付厚生労働省社会・援護局保護課長・地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡。別添 2）においてお示ししているところであり、改めて取扱いを徹底されたい。

また、これまでも各全国会議の機会に周知してきており、

- ・ 保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められていること

- ・ 申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要があることから、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けられない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたいこと
 - ・ そのほか、相談段階における扶養義務者の状況の確認について、扶養義務者と相談してからでないで申請を受け付けられないなど、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行うといったことがないよう徹底されたいこと
- について、改めて徹底されたい。

2 現所在地保護の徹底について

「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」（平成21年3月18日付社援保発第0318001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（別添3。以下「留意事項通知1」という。）の1（4）においてお示ししているとおり、生活保護法第19条第1項第2号は、「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」について、その福祉事務所に保護を決定し、実施するものと定めているところである。このため、保護の実施機関においては、相談者の意に反して他の自治体への移動を勧める行為は認められないものであり、相談を受けた現在地の実施機関が必要な支援を行う必要があることを踏まえ、適切な対応をお願いする。

なお、今般の事態に当たり、自治体の所有する施設等に一時的に避難している者が保護申請を行うような特殊な場合については、必要に応じ、当該施設等に移る前の居所を管轄する実施機関に保護申請を行うこととするなど、施設を管理する都道府県等において対応方針を整理し、管内福祉事務所と連携して対応をお願いする。

3 実施機関が異なる申請者の対応について

「失業等により生活に困窮される方々への支援の留意事項について」（平成21年12月25日付社援保発1225第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（別添4。以下「留意事項通知2」という。）の5においてお示ししているとおり、面接相談時に、相談を受けた福祉事務所と保護の実施責任を負う福祉事務所が異なることが判明した場合においても、相談者が保護の申請意思を示した場合には、相談を受けた福祉事務所から相談者の実施責任を負う福祉事務所に相談記録等を速やかに回付すべきであるので、適切な対応をお願いする。

4 人員体制の強化について

福祉事務所の人員の確保については、面接相談員等の体制整備に要する経費について、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金において国庫補助を行うことが可能であり、必要に応じて活用を検討されたい。

5 その他

上記のほか、失業等により困窮する者への対応の留意点については、留意事項通知1及び2においてまとめているところであり、改めて参照の上取扱いを徹底されたい。

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 1 0 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長

新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度
における留意点について

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国的な学校等の一斉休校や、事業所の休業等によって就労環境が変化する等により収入が減少するため、生活に困窮する方の支援については、「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について」(令和2年3月3日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)が発出されているところです。当該事務連絡においては、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点から、自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の部局において、生活に困窮している方であって自立相談支援機関につながっていない方を把握した時は、生活困窮者自立支援法第8条に基づき、その方に対し、自立相談支援機関への相談を促す等適切な措置を講ずるほか、庁内の連携体制を強化し、生活に困窮する方に対する包括的な支援を進めることとしており、特に住まいに困窮する方への支援については重要です。

また、生活保護制度においては、必要な方には確実に保護を実施するという制度の基本的な考え方があることから、自立相談支援機関と福祉事務所の連携及び適切な保護の実施が重要です。

このため、今般、下記のとおり、特に支援に当たって徹底していただきたい事項をとりまとめたので、各自治体におかれては、生活困窮者自立支援制度主管部局等と連携のうえ、適切な保護の実施をお願いします。併せて、都道府県におかれては管内実施機関に対し周知方をお願いします。

記

1 住まいに困窮する方への支援について

住まいに不安を抱える方からの相談に対しては、庁内部局や関係機関と連携し、自立相談支援機関等において幅広く受け止めていただき、必要な方には生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業を活用して各自治体が発行している生活困窮者・ホームレス自立支援センターや生活困窮者一時宿泊施設における一定期間の宿泊場所や衣食の提供を進めていただきたい。また、令和元年度に施行された地域居住支援事業も活用して、例えば、住宅部局、居住支援協議会、居住支援法人、不動産関係団体等と連携して、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報を収集したり、住居を喪失した方や保証人が得られない方に対してアパート等をあっせんする不動産業者の情報を収集するなど、必要に応じて、住居に関する情報を提供することに努められたい。

また、離職等により経済的に困窮し、住居を失った又は失うおそれのある者に対する住居確保給付金については、「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度に基づく住居確保給付金の活用について」(令和2年3月9日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)において周知したところであり、その活用を進めていただきたい。

各自治体におかれては、こうした制度を活用すること等により、住まいに困窮する方への支援を積極的に進められたい。

2 自立相談支援機関と福祉事務所の連携

自立相談支援機関においては、生活保護が必要と判断される者は確実に福祉事務所につなぐことが必要であるとともに、福祉事務所の窓口において生活に困窮の端緒を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う必要があることから、自立相談支援機関と福祉事務所は日常的に必要な情報交換等を行うなど緊密に連携するよう改めて留意すること。

3 適切な保護の実施

(1) 面接時の適切な対応

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認されたい。また、申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きの助言を行う必要があることから、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権が侵害されないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

(2) 速やかな保護決定

生活に困窮する方が、所持金がなく、日々の食費や求職のための交通費等も欠く場合には、申請後も日々の食費等に事欠く状態が放置されることのないようにする必要がある。

ある。そのため、生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金）等の活用について積極的に支援し、保護の決定に当たっては、申請者の窮状にかんがみて、可能な限り速やかに行うよう努めること。

なお、住居を喪失した者に対して生活保護を適用するに当たっては、申請者の状況に応じた保護を行うため、まず申請者がどのような問題（身体的・精神的状況のほか、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を抱えているのか十分に把握する必要がある。

特に、保護を適用する際に、居宅生活が適当であるのか、福祉的な援助等が必要であるため、保護施設等又は自立支援センターへの入所が適当であるのかを判断するためにアセスメントを十分に行われたい。

居宅生活が可能と認められる者による住居の確保を支援するため、自立相談支援機関や住宅部局、不動産関係団体と連携し、必要に応じて住居に関する情報を提供できるよう努められたい。

また、「直ちに居宅生活を送ることが困難である」と判断された者や、居宅生活が可能か否かの判断ができない者については、施設等における支援が一定の期間必要である。このため、ホームレス自立支援センターや生活困窮者一時宿泊施設等の必要な施設に繋げられるよう、関係部局と連携を図られたい。

（3）一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援について

各実施機関においては、失業等により居所のない者から生活保護の相談・申請があり、一時的な居所を緊急的に紹介する必要がある場合に備え、近隣の安価な民間宿泊所、ビジネスホテル、カプセルホテル等の情報を収集されたい。

生活保護申請者が、やむを得ず一時的に上記の民間宿泊所等を利用し、生活保護が開始された場合は、その後に移った一般住宅等の家賃に要する住宅扶助費とは別に、日割り等により計算された必要最小限度の一時的な宿泊料等について、保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額の範囲内で支給して差し支えないこととする。

4 その他

保護の実施にあたっては、下記の通知も参照としつつ、適切に対応されたい。

（1）「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」

（平成27年3月27日 社援保発0327第1号・社援地発0327第1号）

（2）職や住まいを失った方々への支援の徹底について

（平成21年3月18日 社援保発第0318001号）

（3）「緊急雇用対策」における貧困・困窮者支援のための生活保護制度の運用改善

（平成21年10月30日 社援保発1030第4号）

（4）失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について

（平成21年12月25日 社援保発1225第1号）

事 務 連 絡
令 和 2 年 9 月 11 日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

現下の状況における適切な保護の実施について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応については、「緊急事態宣言の解除後の生活保護業務等における対応について」（令和2年5月26日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。以下、「5月26日付事務連絡」という。）等によりお示ししていたところです。

現下の状況においては、徐々に経済活動は再開しておりますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大に関連する解雇や雇い止めは引き続き増加しており、保護申請についても引き続き予断を許さない状況です。つきましては、現下の状況における生活保護業務等の取扱いについて下記のとおりお示ししますので、ご了知の上、都道府県におかれては管内保護の実施機関に対し周知方お願いいたします。なお、管内保護の実施機関の査察指導員や地区担当員、面接相談員等に対し、本事務連絡の内容が確実に行き届くよう、ご配慮をお願いいたします。

記

1 保護の申請権の確保に係る留意点について

これまでも全国会議等の機会でも周知し、また、現下の状況においては5月26日付事務連絡等でも改めて注意喚起しているとおおり、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきである。今般、面接相談時における留意点を下記の通り整理したので、参照の上、相談者が申請をため

らうことのないよう、必要な配慮に努められたい。

(1) 扶養義務者に対する扶養照会に係る取扱い

生活保護法（以下、単に「法」という。）では、法第4条2項において、「保護に優先して行われる」と定められており、扶養義務者に扶養照会を行い、扶養を受けることができる範囲において、保護より優先することとしている。

一方、相談段階における扶養義務者の状況の確認について、扶養義務者と相談してからでないと申請を受け付けられないなど、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行うといった対応は不適切であるので、改めてご留意願いたい。

なお、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下、「課長通知」という。）第5の問2及び「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下、「生活保護問答集」という。）問5-1でお示ししているとおり、下に該当すると認められれば、当該扶養義務者が生活保持義務関係にある場合は、本人に対する直接照会は不要（関係先調査は必要）であり、また、当該扶養義務者が生活保持義務関係にない場合は、個別に慎重な検討を行い、扶養の可能性が期待できないものとして取り扱って差しつかえないため、念のため申し添える。

- ・被保護者、社会福祉施設入所者、要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者並びに夫の暴力から逃れてきた母子等当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者であって、明らかに扶養の履行が期待できない場合
- ・長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者、未成年者、概ね70歳以上の高齢者等
- ・20年間音信不通である等、明らかに交流が断絶している場合

(2) 現に住居のない要保護者への対応

無料低額宿泊所においては、主に現に住居がない生計困難者の住まいの場として活用されているものである。現に住居がない生活困窮者への保護の適用に当たっては、「ホームレスに対する生活保護の適用について」（平成15年7月31日社援保発第0731001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、「直ちに居宅生活を送ることが困難な場合には、保護施設や無料低額宿泊所等において保護を行う」としている。

一方、現に住居のない生活困窮者が来所した際に、例えば、単独で居宅生活が可能であるかの判断を行わずに、無料低額宿泊所への入所に同意しなければ保護を申請することが出来ない旨の説明をするといった対応は、申請権の侵害または侵害していると疑われるような行為にあたるので、厳に慎むこと。

単独で居宅生活が可能である者については必ずしも無料低額宿泊所等の入所を経る必要はないことから、課長通知第7の問78及び生活保護問答集問7-107でお示し

ている判断方法、判断の視点により、単独で居宅生活が可能であるかについて慎重に判断する必要がある旨、念のため申し添える。

(3) 居住用不動産の活用に係る取扱い

法第4条第1項に定める補足性の原理により、生活保護は利用できる資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件としており、保有を容認するに適さない資産は、原則として処分の上、最低限度の生活維持のために活用させることとなる。

居住用不動産の活用については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下、「局長通知」という。）第3の1の(1)及び2の(1)でお示ししているとおり、当該世帯の居住の用に供される家屋及び当該家屋に付属した土地については保有を認めることとしている。

一方で、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる場合にはこの限りではないこととされ、通常、処分の上、最低生活の維持のために活用されることとなる。

ここでいう処分価値と利用価値の比較に係る判断が困難な場合は、局長通知第3の5に基づきケース診断会議等において総合的に検討を行うこととしているが、こうした検討に付する目安については、課長通知第3の問15でお示ししているとおり、下記のいずれかの方法により算出した額を目安額としているので、相談段階において組織的な検討を行わずに判断することのないよう、ご留意願いたい。

- ・当該実施機関における最上位級地の30歳代及び20歳代の夫婦と4歳の子を例とする3人世帯の生活扶助基準額に、同住宅扶助特別基準額（局長通知第7の4の(1)のオ）を加えた値におおよそ10年を乗じ、土地、家屋保有に係る一般低所得世帯、周辺地域住民の意識、持ち家状況等を勘案した所要の補正を行う
- ・その他地域の実情に応じた適切な方法により算出する

2 速やかな保護決定について

生活に困窮する方が、所持金がなく、日々の食費や求職のための交通費等も欠く場合には、申請後も日々の食費等に事欠く状態が放置されることのないようにする必要があり、こうした場合の速やかな保護決定について、5月26日付事務連絡等において依頼しているところである。

現下の状況においては、こうした対応が引き続き重要であるので、法第24条第5項に定める法定処理期間の範囲内で、可及的速やかに保護決定までの事務処理を進められるよう、改めてお願いする。

3 現下の状況における保護の弾力的な運用（資産の保有）について

通勤用自動車の保有については、「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡（5月26日付事務連絡の別添1））の2の(2)で留意点をお示ししているところであるが、保護開始時において保有を認めた通勤用自動車については、10月以降、順次、

課長通知第3の問9-2に定める6箇月が経過することになる。

しかしながら、現下の状況を鑑みると、引き続き就労が途絶えている場合も多いと思料されることから、こうした被保護者に対しては、同課長通知に準じ、保護開始時から概ね1年を目途に引き続き同様の対応を実施されたい。

4 自立相談支援機関と福祉事務所の連携について

5月26日付事務連絡等において、自立相談支援機関と福祉事務所の連携について依頼しているとおり、

- ・自立相談支援機関による支援の結果、要保護性またはそのおそれが確認された場合等、自立相談支援機関が当該者に福祉事務所への相談や申請を促した場合に、福祉事務所において円滑に対応すること
 - ・福祉事務所に相談したものの結果的に保護申請に至らなかった場合や、保護が却下となった場合に、自立相談支援機関を紹介すること
- 等の対応は、緊密な連携を図る上で特に重要であるので、改めてお願いする。

以上

事 務 連 絡
令 和 3 年 1 月 29 日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課

保護の要否判定等における弾力的な運用について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態宣言を踏まえた経済支援策が公表され、「生活保護の弾力的な運用の周知・徹底」が盛り込まれたところです。

現下の状況における弾力的な対応については、これまで、別紙 1 「緊急事態宣言の解除後の生活保護業務等における対応について」（令和 2 年 5 月 26 日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。以下、「5 月 26 日付事務連絡」という。）、別紙 2 「現下の状況における適切な保護の実施について」（令和 2 年 9 月 11 日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。以下、「9 月 11 日付事務連絡」という。）等によりお示ししてきたところですが、今般、新たにお示しさせていただく内容と併せて、これらの内容についても改めて周知させていただきます。

以上、都道府県におかれては管内保護の実施機関に対し周知方お願いいたします。また、管内保護の実施機関の査察指導員や地区担当員、面接相談員等に対し、本事務連絡の内容が確実に行き届くよう、ご配慮をお願いいたします。

記

1 稼働能力の活用について（以下は 5 月 26 日付事務連絡の再周知）

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生労働省社会局長通知）第 4 において、稼働能力を活用しているか否かについては、実際に稼働能力を活用する場を得ることができるか否かについても評価することとしているが、現下の状況において、新たに就労の場を探すこと自体が困難であるなどのやむを得ない場合は、こうした判断を留保することができることとしている。

2 一時的な収入の減により保護が必要となる場合の、通勤用自動車及び自家用資産の取扱いについて（以下は5月26日付事務連絡、9月11日付事務連絡の再周知）

今般、一時的な収入の減少により保護が必要となる者については、現下の状況が収束した後は、収入が元に戻る者も多いと考えられることから、保護の適用に当たっては、下記の点等について留意することとしている。

- ・保護開始時において、就労が途絶えてしまっているが、現下の状況が収束した後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有しているときは、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下、「課長通知」という。）第3の問9-2に準じて保有を認めるよう取扱うこと。なお、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えない」としているところ、「求職活動に必要な場合」には、例えば、ひとり親であること等の理由から求職活動を行うに当たって保育所等に子どもを預ける必要があり、送迎を行う場合も含めて解して差し支えない。
- ・上記の趣旨により処分していない通勤用自動車については、順次、課長通知第3の問9-2に定める6箇月が経過しているが、現下の状況を鑑みると、引き続き一時的に就労が途絶えていると判断される場合も多いと思料されることから、こうした被保護者に対しては、同課長通知に準じ、保護開始時から概ね1年を目途に引き続き同様の対応を実施されたい。
- ・臨時又は不特定就労収入、自営収入等の減少により要保護状態となった場合であっても、上記の趣旨も踏まえ、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合には、増収に向けた転職指導等は行わなくて差し支えないこと。また、自営に必要な店舗、機械器具等の資産の取扱いについては、上記の通勤用自動車の取扱いと同様に考えていただいて差し支えない。

3 一時的な収入の減により保護が必要となった者が加入する保険の取扱いについて

課長通知第3の11において、保護申請時に解約返戻金のある保険に加入している場合の取扱いについて、「返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合」に限り、保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に解約させないで保護を適用することができることとしている。

他方、一時的な収入の減少により保護が必要となる者については、現下の状況が収束した後は、収入が元に戻る者も多いと考えられる。こうした者について、今後、保護が廃止となった場合、再度、保険に加入することが困難となり、かえって世帯の自立に支障を生じる事態を防止する観点から、こうした者に係る取扱いについて下記のとおりお示しする。

（1）基本的な取扱い

解約を要するかの判断の目安や保険の種類は、課長通知第3の19及び「生活保護問

答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡) 第 3 の 24 において以下のとおりお示ししているところである。

- ・ 解約返戻金が少額であるかの判断基準について、医療扶助を除く最低生活費の概ね 3 箇月程度以下を目安としている。
- ・ 保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しないかの判断基準について、医療扶助を除く最低生活費の 1 割程度以下を目安としている。
- ・ 学資保険については、保護開始時の解約返戻金が 50 万円以下の場合としている。

(2) 現下の状況において、解約を要する保険を保有した状態で保護の申請があった場合の取扱い

上記(1)に該当しない保険を有している場合については、まずは概ね 6 箇月を目途に、処分指導を留保することとして差しつかえない。ただし、保険料の負担によって最低限度の生活が維持できなくなるものがないよう留意されたい。

なお、処分指導を留保した場合であって、その後、満期保険金(一時金等を含む)又は解約返戻金を受領したときは、法第 63 条に基づき返還を求めることになる。このため、福祉事務所においては、被保護者に対して文書を交付するなどして予め十分に説明を行われたい。

現下の状況が収束した後、収入が元に戻る見込みがない場合は、その時点において解約が必要となる。このため、6 箇月経過後には、当該地域における感染状況、経済活動の再開状況等を総合的に勘案し、引き続き解約を求めないことが妥当か否かを判断されたい。その結果、当該処分指導を留保した保険を解約した場合には、受領した解約返戻金について、法第 63 条に基づき開始時の解約返戻金相当額につき返還を求めることになる。その際、学資保険における保護開始時の解約返戻金に該当する額については、自立更生にあてられる額のうち、課長通知第 8 の問 40 の(2)のオに定める就学等の費用にあてられる額の範囲内で返還を要しないものとして差しつかえないこととしているため、適切に取り扱われたい。

以上

- 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知)

第 3 資産の活用

問 11 保護申請時において保険に加入しており、解約すれば返戻金のある場合は、すべて解約させるべきか。

答 保険の解約返戻金は、資産として活用させるのが原則である。ただし、返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限り、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第 63 条を適用することを条件に解約させないで保護を適用して差しつかえない。

問 19 保護申請時において学資保険に加入している場合においても、本通知第 3 の問 11 と同様の条件を満たす場合については、解約させないで保護を適用してよいか。

答 当該学資保険が、次の条件を満たす場合には、保護適用後、満期保険金（一時金等を含む）又は解約返戻金を受領した時点で、開始時の解約返戻金相当額について法第 63 条を適用することを前提として、解約させないで保護を適用して差し支えない。

- 1 同一世帯の構成員である子が 18 歳以下である時に、同一世帯員が満期保険金（一時金等を含む）を受け取るものであること
- 2 満期保険金（一時金等を含む）又は満期前に解約した場合の返戻金の使途が世帯内の子の就学に要する費用にあてることを目的としたものであること
- 3 開始時点の 1 世帯あたりの解約返戻金の額が 50 万円以下であること

- 「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)

問 3-24

保護開始申請時の保険解約の取扱い

(問) 保護開始の際、保険解約を要しない場合の取扱いについて、次の点を具体的に教示されたい。

- (1) 解約を要しない保険の種類
- (2) 返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合とは、どういう場合か。
- (3) 解約を要しない場合は、法第 63 条を適用することを条件にしているが、解約返戻金を受領した時点での費用返還の対象となる資産はどれか。

(答) (1) 保険は解約返戻金があるのであれば、これを解約し「利用し得る資産」として、直ちに最低生活の維持のために活用させることが原則である（ここにいう保険は解約すれば返戻金が出る保険をいう。解約返戻金の出ない損害保険の場合には、この

活用の問題は生じない。)。しかし、解約返戻金が生じる保険であっても、保護の開始にあたって解約させて返戻金を活用させることが社会通念上適当でないものもある。すなわち、生命保険は被保険者の生死を保険事故とし、その事故が発生したときに保険者が一定の保険金を支払うことを約し、保険契約者が保険料を支払うことを約する保険であるが、このように保険には「万一の場合に備える」という保障的性格に意味があり、日常の生活費の不足を補うために保険を途中で解約することは、むしろ例外とされている。したがって、保険解約返戻金は「資産」とはいつても、払いもどしを当然に予定している貯金とはかなり性質を異にしているので、少額の解約返戻金まで活用を求めるのは社会通念上適当ではなくなっている。また、解約はかえって保護廃止後の世帯の自立更生に支障を生じるおそれもある。

以上の事情を考慮し、解約返戻金が少額であり、かつ保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失わない場合には保護開始に当たっても、直ちに解約して活用することを要しないという取扱いをすることができることとされている。しかし解約返戻金はあくまで「利用し得る資産」であることには疑問の余地はないから、保険金等を受領した時点で所定の額を返還すべきものとしている。

以上の趣旨から、解約を要しない保険の種類は、危険対策を目的とするものだけに限り認められるものであり、貯蓄的性格が強いと思われる養老保険等の保有は認められない。(貯蓄的性格が強くなくとも、下記に示す程度の保険料及び解約返戻金を超えるものについては保有は認められない。) また要保護世帯に保険による保障の効果が及ばないもの及び世帯員の危険を保障するものでないものは解約させるべきである。

(なお、学資保険には別途定めがある。)

この場合、単身世帯であっても、傷病による入院、後遺障害等に対する給付など保障の効果が単身世帯自体に及ぶ場合もあるので留意すること。なお、以上の要件を満たすものであれば、民間会社による一般の生命保険、郵便局の簡易保険あるいは農協等の生命共済などの種類を問わない。

- (2) 解約返戻金が少額であるかの判断については、医療扶助を除く最低生活費の概ね3か月程度以下を目安とされたい。また、保険料額の当該地域の一般世帯との均衡の判断については、家計調査(総務省)等による保険料の消費支出に占める割合及び生命保険に関する全国実態調査(生命保険文化センター)による保険掛け金の対年収比率の実態に照らして、医療扶助を除く最低生活費の1割程度以下を目安とされたい。
- (3) 申請時点における解約返戻金の額に相当する部分については、資力がありながら保護を受けていたものとして整理されることから、法第63条により返還の対象となるが、申請時点における解約返戻金の額に相当する部分を超える部分(保護開始後において保護費を原資とする部分)については、保護費のやり繰りにより生じた金銭と同様に、その用途が保護の趣旨目的に反しない場合については、保有を容認することとして差しつかえない。

なお、保険の解約を要しないものとして保護を開始する場合は、法第63条によ

る返還義務を文書により明らかにした上で保護を開始すること。

事 務 連 絡
令 和 3 年 2 月 26 日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

現下の状況における、住宅扶助基準を上回る家賃の住居に居住する要保護者に対する
転居に係る指導の取扱いについて

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の経済への影響が長期化する中で、一時的にでも生活保護を受給することが適切と判断される場合が今後増加すると想定されます。

つきましては、こうした方が円滑に生活保護を受給できるような対応を念頭に、現下の状況における、住宅扶助基準を上回る家賃の住居に居住する要保護者に対する転居に係る助言指導（以下「転居指導」という。）の取扱いについて、下記のとおり考え方を改めて整理し、お示しいたしますので、都道府県におかれては管内保護の実施機関に対し周知方お願いいたします。また、管内保護の実施機関の査察指導員や地区担当員、面接相談員等に対し、本事務連絡の内容が確実に行き届くよう、ご配慮をお願いいたします。

記

1 本取扱いの対象世帯について

本取扱いの対象世帯は、組織的検討の結果、以下の要件をいずれも満たすと判断されるものとする。

- (1) 住宅扶助基準を超える家賃の住居に従前より居住した状態で保護の申請を行い、かつ、生活保護の受給開始後も当該住居に住み続けることを希望していること
- (2) 稼働能力や就労意欲を有していることが明確であり、かつ、現下の状況が収束した後は、収入が元に戻る可能性が高く、一定期間現在の住居に居住し続けることが当該世帯の自立に資すると判断されること
- (3) 居住中の住居の家賃の住宅扶助基準額に対する超過金額が目安金額を下回る場合（2（1）参照）、又は当該超過金額が目安金額を上回るが、直ちに最低生活の

維持が不能にならないと認められる場合（２（２）参照）であること。なお、この目安金額は、単身世帯であれば5,000円程度、複数世帯であれば1万円程度を上限の目安とすること

2 転居指導の留保に係る取扱いについて

（１）住宅扶助基準額に対する居住中の住居の家賃の超過金額が目安金額を下回る場合について

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問7-97（別添1）において、高額家賃者が転居指導に応じない場合の取扱いとして、まず基準の範囲内で住宅扶助の認定を行い、更に限度額を相当に上回る家賃のアパートに入居しており明らかに最低生活の維持に支障がある場合は、生活保護法第27条に基づく指導を行うことも考えられることを示している。

この「明らかに最低生活の維持に支障がある場合」について、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号社会・援護局保護課長通知）の6の（２）（別添2）の考え方に準じ、居住中の住居の家賃の住宅扶助基準額に対する超過金額が目安金額を下回る場合については、転居指導を留保できることとする。

（２）住宅扶助基準額に対する居住中の住居の家賃の超過金額が目安金額を上回る場合について

住宅扶助基準額に対する居住中の住居の家賃の超過金額が目安金額を上回る場合については、当該世帯が直ちに最低生活の維持が不能にならないと認められることを確認した上で、転居指導を留保できることとする。

具体的には、本人に当面の生活の目途を聴取した上で、ケース診断会議を開催し、直ちに最低生活の維持が不能にならないと認められる場合に該当することについて、組織的に検討を行うこと。この「直ちに最低生活の維持が不能にならないと認められる場合」は、以下のアからウまでの例に該当する場合等の加算や収入認定の控除の相当分を住宅扶助基準額に対する居住中の住居の家賃の超過金額にあてられる場合をいうこと。

ア 当該被保護者が求職中であり、かつ、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7の2の（9）（別添3）に定める就労活動促進費の支給要件に該当する者である場合

なお、現に就労活動促進費が支給されているか否かではなく、支給要件に該当するような活動を行っているかを判断の目安とするが、実家賃に鑑み、就労活動促進費が支給されても明らかに最低生活の維持が不能である場合は、転居指導を行うべきであること

イ 当該被保護者に就労収入があり、基礎控除分を生計維持に充てることが可能な場合

ウ 当該被保護者が自営業者であり、金融機関における融資の審査結果等を客観的に判断し、現下の状況が収束した後に自営収入が元に戻る見込みがある場合

また、組織的な検討の結果、最低生活の維持が不能で、生存権が保障されないと判断される場合は、転居指導を行う必要があること。

3 本取扱いにおける留意点

- (1) 転居指導を留保している場合も住宅扶助は基準の範囲内での支給となることから、生活保護開始後、住宅扶助基準内の家賃の住居への転居を希望する場合は、通常通り転居指導を行い、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第7の問30（別添4）に基づき、敷金等の支給の対象とすること。
- (2) 転居指導はあくまで留保しているものであるため、特に上記2の（2）により取り扱っている場合は、概ね毎月、状況を確認し、稼働能力が無くなった、求職活動をしていない、離職して就労収入が途絶えた、自営収入が戻る見込みがなくなったなど状況に変化がある場合は、改めてケース診断会議を開催して組織的な検討を行うこと。

以上

- 「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)

問 7-97

単身者が転居指導に応じない場合の取扱い

(問) 単身者が告别表第 3 の 2 の限度額より高いアパートに入居しており、しかも地域の単身者のアパート等と比較しても著しく均衡を欠いていることから転居指導を行ったがこれに応じない場合、どのように取り扱ったらよいか。

(答) 設問のような場合は、告别表第 3 の 2 の限度額の範囲内で住宅扶助の認定を行うこととなるが、更に限度額を相当に上回る家賃のアパートに入居しており明らかに最低生活の維持に支障があると認められる場合は、法第 27 条に基づく指導として転居を指導することも考えられる。

なお、2 人以上世帯についても当該地域の他の同様な世帯との均衡を著しく失している場合は、同様の指導を行うべきである。

○ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号社会・援護局保護課長通知)

6 (2) 「生活の維持に支障がない」 場合について

被保護者に対して支給された保護金品については、一般的に世帯主等に当該世帯の家計の合理的な運営がゆだねられていることから、支出の節約の努力等によって徴収金に充てる金員について生活を維持しながら被保護者が捻出することは可能であると考えられる。

具体的に保護金品と調整する金額については、単身世帯であれば 5000 円程度、複数世帯であれば 1 万円程度を上限の目安とし、生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)別表第 1 第 1 章及び第 2 章に定める加算(障害者加算における他人介護料及び介護保険料加算は除く。)の計上されている世帯の加算額相当分、就労収入のある世帯の就労収入に係る控除額(必要経費を除く。)相当分を、上限額の目安に加えて差し支えないものとする。(複数の徴収金について保護金品と調整する場合は、徴収金の総額に対して、上記の目安を適用すること。)

- 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）

第 7 の 2 の（9） 就労活動促進費

ア 次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する場合については、イに定める額を認定して差し支えない。

（ア）早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者

（イ）次に掲げる活動要件をいずれも満たすこと。

a 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成 25 年 5 月 16 日社援発 0516 第 18 号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「自立活動確認書」（以下「確認書」という。）に基づき、以下の b から d に定める求職活動を行っていること。なお、b から d に定める活動要件を超える活動内容を確認書で計画している場合には、実際の求職活動が b から d の要件を満たしていれば支給要件を満たしているものとして取り扱って差し支えない。

b 原則、月 1 回以上求職先の面接を受けている又は月 3 回以上求職先に応募していること（地域の求人状況等のやむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。）。

c 原則、月 1 回以上保護の実施機関の面接を受けること（保護の実施機関との面接予定日に求職先の面接を受けることとなった場合など、求職活動上やむを得ない理由で保護の実施機関の面接を受けることができない場合はこの限りでない。）。

d 確認書に基づく求職活動として、_から_までを組み合わせる原則週 1 回以上の活動を月 6 回以上行っていること（求職活動の要件を満たすセミナーの開催頻度が少ない等やむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。）。

(a) 公共職業安定所における求職活動公共職業安定所への求職申し込みを行ったうえで、以下の活動を行うこと。なお、1 日に複数回行った場合でも 1 回として算定すること。

- ・ 公共職業安定所での職業相談及び職業紹介（紹介状が発行されているにもかかわらず、正当な理由なく書類を提出しなかった場合や面接を受けなかった場合は、求職活動は行わなかったものとして取り扱う。）
- ・ 求職活動に必要な履歴書、職務経歴書の作り方や面接の受け方等をはじめ各種のセミナー等への参加。なお、公共職業安定所以外の機関が実施するセミナーは保護の実施機関が事前に認めたものに限ることとする。（同内容のセミナーは 1 回に限り対象とする。）

(b) 「平成 17 年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331003 号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める就労支援プログラムに基づき、保護の実施機関が行う就労支援への参加（本支援の中で (a) の活動を行った場合には当該活動は重複算定しない。）

(c) 「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」（平成 25 年 3 月 29 日雇

児発 0329 第 30 号、社援発 0329 第 77 号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」別添「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業への参加

○ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）

第 7 の問 30 局長通知第 7 の 4 の（1）の力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答 「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。

- 1 入院患者が実施機関の指導に基づいて退院するに際し帰住する住居がない場合
- 2 実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合
- 3 土地収用法、都市計画法等の定めるところにより立退きを強制され、転居を必要とする場合
- 4 退職等により社宅等から転居する場合
- 5 法令又は管理者の指示により社会福祉施設等から退所するに際し帰住する住居がない場合（当該退所が施設入所の目的を達したことによる場合に限る。）
- 6 宿所提供施設、無料低額宿泊所等の利用者が居宅生活に移行する場合
- 7 現に居住する住宅等において、賃貸人又は当該住宅を管理する者等から、居室の提供以外のサービス利用の強要や、著しく高額な共益費等の請求などの不当な行為が行われていると認められるため、他の賃貸住宅等に転居する場合
- 8 現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が著しく困難であって、当該就労の場所の附近に転居することが、世帯の収入の増加、当該就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合
- 9 火災等の災害により現住居が消滅し、又は居住にたえない状態になったと認められる場合
- 10 老朽又は破損により居住にたえない状態になったと認められる場合
- 11 居住する住居が著しく狭隘又は劣悪であって、明らかに居住にたえないと認められる場合
- 12 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合
- 13 住宅が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合
- 14 家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合
- 15 離婚（事実婚の解消を含む。）により新たに住居を必要とする場合
- 16 高齢者、身体障害者等が扶養義務者の日常的介護を受けるため、扶養義務者の住居の近隣に転居する場合

または、双方が被保護者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住居の近隣に転居する場合

- 17 被保護者の状態等を考慮の上、適切な法定施設（グループホームや有料老人ホーム等、社会福祉各法に規定されている施設及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。）に入居する場合であって、やむを得ない場合
- 18 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合

社援保発 0406 第 2 号
令和 3 年 4 月 6 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響下の失業等により就労を中断している場合の
通勤用自動車の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症の影響が経済活動に及んでいる中、一時的な収入の減少により保護が必要となる者については、現下の状況が収束した後は、収入が元に戻る者も多いと考えられる。このため、令和 2 年 4 月 7 日以降、保護開始時において就労が途絶えてしまっているが、現下の状況が収束した後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有しているときは、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下、「課長通知」という。）第 3 の問 9-2 に準じ、処分を求めずに保護を開始する取扱いをお示ししてきたところである。

一方、今後、この趣旨により処分していない通勤用自動車については、順次、課長通知第 3 の問 9-2 に定める最長の期限である「概ね 1 年」が経過していくこととなる。

については、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が収束していない現状に鑑み、下記のとおり取り扱うこととし、令和 3 年 4 月 7 日付けで適用することとしたので、遺漏なきよう、貴管内実施機関に対する指導方よろしく願います。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準であることを申し添える。

記

1 通勤用自動車の取扱いについて

令和 2 年 4 月 7 日以降に保護を開始した世帯について、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響により、保護の開始申請時において失業や傷病により就労を中断しているながら、保有中の通勤用自動車の処分を行っておらず、かつ、新型コロナウイルス

ス感染症による経済活動への影響が収束した後に収入が増加すると考えられる場合は、保護開始から概ね1年を経過した場合であっても、課長通知第3の間9-2の規定によらず、処分指導を行わないものとして差しつかえない。

なお、保護開始後の状況の変化（例えば、新たな傷病等の発生や、再開の見込みのない自営の廃業等）により、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が収束した後に収入が増加する見込みがなくなった場合には、課長通知第3の間9-2に基づく対応が必要であるので申し添える。

2 その他

令和2年4月7日以降に、自営収入等の減少により保護を開始した世帯に係る、自営に必要な店舗、機械器具等の資産の取扱いについては、上記の通勤用自動車の取扱いと同様に考えていただいて差し支えない。

以上